

第2回サステナビリティ情報の保証に関する 専門グループの概要

2025年3月21日開催

2025年3月24日

第2回サステナビリティ情報の保証に関する専門グループ（以下「保証専門G」という）では、これまでのサステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ（以下「WG」という）及び、第1回保証専門G（2025年2月12日開催）での議論を踏まえ、サステナビリティ保証業務実施者に求められる規律の在り方や任意のサステナビリティ保証の論点等について議論がされました。

委員からは、事務局の提案した方向性に概ね賛同する意見が示されましたが、保証業務実施者や自主規制機関の役割等について、次回以降の保証専門Gで具体的な議論が必要である、という意見が複数の委員から示されました。

また、2025年2月26日に欧州委員会より公表された企業サステナビリティ報告指令（CSRD）を含む欧州指令等を改訂するオムニバス法案について、今後、欧州議会等で議論される予定であり、最終化の過程で見直しの可能性もあることから、引き続き動向を注視していく、という事務局の見解が示されました。

サステナビリティ保証業務実施者に求められる規律の在り方

■サステナビリティ保証について留意すべき事項

第2回保証専門Gでは、サステナビリティ保証業務実施者に求められる規律の在り方に関する第1回保証専門Gにおける議論を踏まえ、サステナビリティ保証について留意すべき事項（図表1参照）が、事務局より示されました。

図表1 サステナビリティ保証について留意すべき事項

財務情報とサステナビリティ情報の違い	➤ 財務情報は主に過去情報、定量情報であるのに対し、サステナビリティ情報は将来予測情報、定性的・記述的情報が多い
現行実務（任意保証）と有価証券報告書に記載されるサステナビリティ情報の保証の違い	➤ 任意保証の代表例であるGHG排出量の保証は、サステナビリティ情報の一部であり、主に定量情報の正確性を検証するのに対し、有価証券報告書に記載されるサステナビリティ情報の保証では、企業が財務に影響するリスク及び機会を識別し、重要性（マテリアリティ）がある情報に絞り込むプロセスを確認（重要な情報の記載が漏れていないことを確認することを含む）する能力が重要
財務諸表監査とサステナビリティ保証の違い	➤ 財務諸表監査は保証に含まれるが、手続きの厳格さについては、財務諸表監査は合理的保証であるのに対し、サステナビリティ保証はワーキング・グループにおいて、当面、限定的保証と示されており、財務諸表監査と同等の手続きは求められていない

参考：金融庁ウェブサイト [第2回保証専門G 資料1 事務局説明資料](#)（2025年3月21日）P.18

■サステナビリティ保証制度を検討するに当たって考慮すべき事項

第2回保証専門Gでは、図表1の留意すべき事項を前提に、サステナビリティ保証業務における登録制度・登録要件、業務制限、義務・責任、保証基準、倫理独立性を検討するに当たって考慮すべき事項（図表2参照）が事務局より示され、議論がされました。

委員からは、事務局の提案した方向性について、基本的に賛同する意見が多く示されました。なお、考慮すべき事項の1点目の保証業務実施者に過度な責任を負わせない措置の検討にあたっては、有価証券報告書の経理の状況以外の箇所における虚偽記載等に関して、金融商品取引法上の保証業務実施者の責任を規定する必要があるという意見が複数の委員から示されました。

図表2 保証制度を検討するに当たって考慮すべき事項

- 有価証券報告書におけるサステナビリティ保証業務と財務諸表監査は、保証業務の定義に該当し両者で共通する部分もあるが、保証対象であるサステナビリティ情報と財務情報の性質の違いなど留意すべき事項もある
- こうしたことを踏まえれば、サステナビリティ保証業務においては、登録制度・登録要件、業務制限、義務・責任、保証基準、倫理独立性を検討するに当たって考慮すべき事項として以下のことが考えられるか

⑤ 財務諸表監査と共通するもの

開示される情報は投資判断に必要とされる情報であり、その情報の信頼性の確保は、日本の資本市場が適切にその機能を発揮するために不可欠な要素

- 守秘義務、同時提供の禁止、ローテーションなどの保証業務実施者の適格性・独立性等の確保のために必要な義務・責任等
- 品質管理体制の確保（品質管理部門又は主として従事する者の設置など）
- 専門分野の知識の維持・向上（研修を受講する義務など）

⑥ サステナビリティ保証の考え方

⑦ 考慮すべき事項

従来の財務情報とサステナビリティ情報との違い
（将来予測情報、定性的・記述的情報が多い）

- 保証業務実施者に**過度な責任を負わせない措置**を検討（作成者側のセーフハーバーの議論等も踏まえて検討）
- 保証業務実施者が知識を習得し、保証実務経験を蓄積することを優先し、**資格制度の要否については、将来の検討課題**とすること

現行実務とサステナビリティ保証業務の違い
（重要性（マテリアリティ）がある情報に絞り込むプロセスを確認）

- 業務管理体制として、**職業的専門家としての能力・経験等のうち一定のもの（例：財務会計の知識、上場企業等の保証経験など）**を有する者を備えること
- **現行の実務経験者の知見を活用**するなど、企業に応じた保証ができる業務管理体制を求めること

財務諸表監査とサステナビリティ保証業務の違い
（限定的保証と示されており、財務諸表監査と同等の手続きは求められていない）

- 今後、サステナビリティ保証基準（仮称）を策定するに当たっては、**関係者から幅広い意見を求め**、我が国の有価証券報告書におけるサステナビリティ情報を保証するために必要な要素があれば、我が国のサステナビリティ保証基準に反映させること

参考：金融庁ウェブサイト [第2回保証専門G資料1 事務局説明資料](#)（2025年3月21日）P.25

■ 自主規制機関の役割

第2回保証専門Gでは、これまでのWGで示された方向性（保証業務の担い手が、監査法人であるか、その他の保証業務提供者であるかにかかわらず自主規制機関は同じものとする）や、第1回保証専門Gでの議論を踏まえ、サステナビリティ保証制度における自主規制機関の在り方についての考え方及び期待される役割（案）（図表3参照）が、事務局より示されました。

図表3 サステナビリティ保証制度における自主規制機関の在り方についての考え方及び期待される役割（案）

考え方

- 投資判断に必要とされる有価証券報告書に記載されるサステナビリティ情報に対する保証業務は、**社会的に重要な公益性の高い業務**であり、行政機関の高い規律付けによる**サステナビリティ保証業務に対する信頼性の確保が必要であるが、開示・保証実務が確立されておらず発展途上にある**
- 今後、開示・保証実務が蓄積され、それに応じて柔軟かつ機動的な対応を行っていくうえで、**実務に関する専門知識を維持・向上させ、環境の変化に迅速かつ柔軟に対応できる利点^{*1}**を持つ自主規制を活用することが、**サステナビリティ保証に対する信頼性の確保に資する**と考えられる
- こうした観点から、自主規制機関は、**行政機関を補完する役割**を担い、両者が連携することが期待される
- なお、行政機関は、自主規制機関の権限行使が公益に適い、投資家を保護し、公正・効果的に執行されるように、**自主規制機関に対して、継続的に監督を行う^{*2}**ことが考えられる

自主規制機関に期待される役割（案）

保証業務の質の維持・向上

従事者^{*2}の知識・能力の向上

従事者^{*2}における高い倫理観の醸成・保持

*1：「IOSCO証券規制の目的と原則 実施の評価に関するメソッドロジー」参照

*2：従事者とは、サステナビリティ保証業務実施者（法人）に属し、サステナビリティ保証業務に従事する者を想定

参考：金融庁ウェブサイト [第2回保証専門G資料1 事務局説明資料](#)（2025年3月21日）P.27

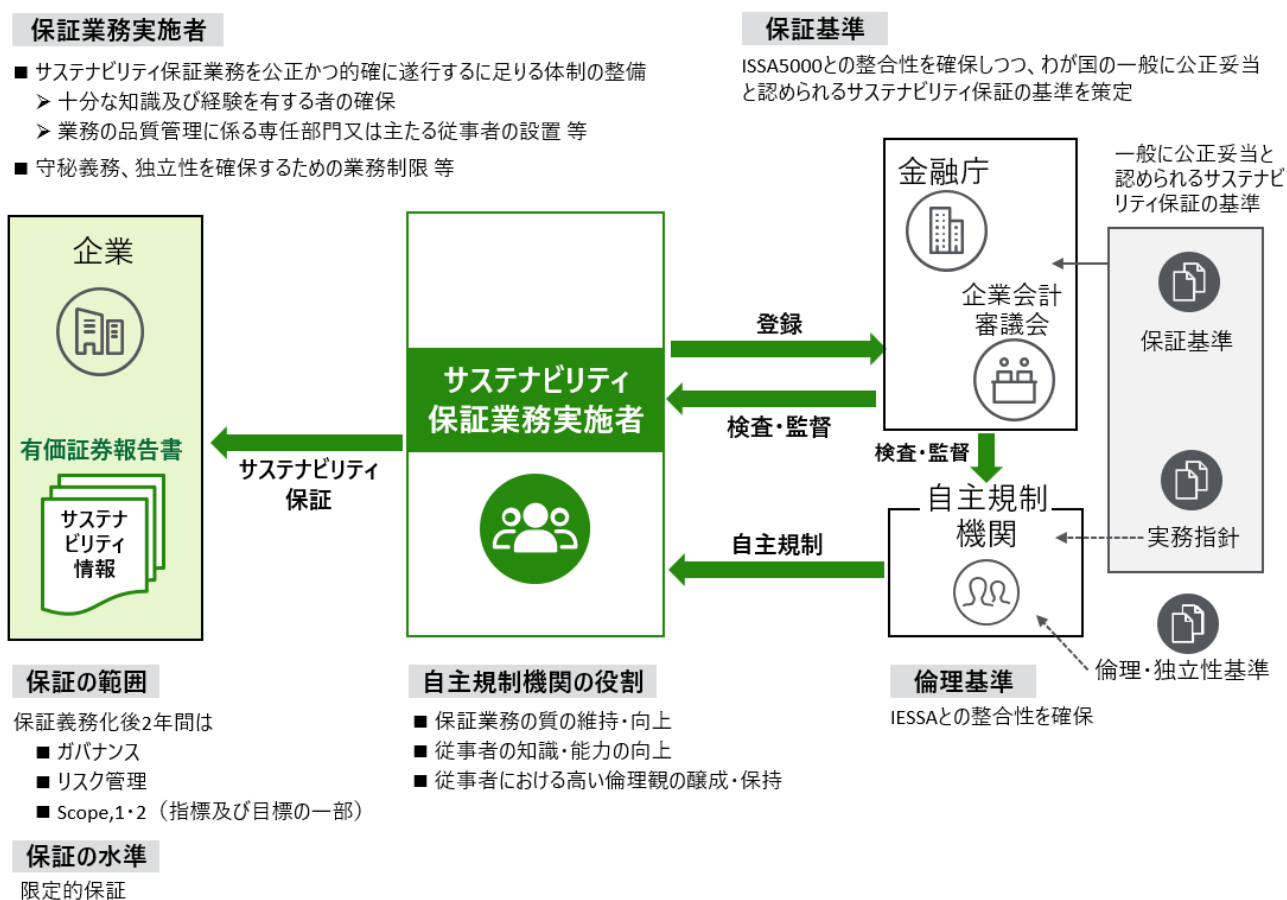
委員からは、事務局の提案した方向性に概ね賛同する意見が示されました。なお、個別の論点については、以下のような様々な意見が示されました。

- 自主規制機関の体制等について、具体的に検討することが必要である
- サステナビリティ情報の保証における自主規制機関の役割（登録を担うのか、モニタリングを担うのか等）について、保証の担い手は誰かという点も含めて具体的に整理したうえで次の保証専門Gで検討が必要である
- 財務諸表監査においても、自主規制機関が法的規制を補完する役割を課せられているわけではなく、それを所与として議論するのは違和感がある

■サステナビリティ保証制度の全体像

第2回保証専門Gでは、これまでのWGで示された方向性及び第1回保証専門Gでの議論を踏まえ、サステナビリティ保証制度の全体像（イメージ）（図表4参照）が、事務局より示されました。

図表4 サステナビリティ保証制度の全体像（イメージ）



参考：金融庁ウェブサイト [第2回保証専門G資料1 事務局説明資料](#)（2025年3月21日）P.29

委員からは、事務局の提案したサステナビリティ保証制度の全体像（図表4）に概ね賛同する意見が示されました。また、それら以外にも、具体的に検討のうえ追加すべき事項があると思われるため、今後幅広く意見聴取が必要、という意見も示されました。

任意のサステナビリティ保証について

■任意のサステナビリティ保証報告書の添付の可否

第2回保証専門Gでは、これまでのWGで示された方向性及び第1回保証専門Gでの議論を踏まえ、サステナビリティ保証を任意で受けた場合の論点①及び②（図表5及び図表6）が事務局より示されました。

任意保証の論点①（有価証券報告書における任意の保証）

図表5 任意保証の論点① 任意のサステナビリティ保証報告書の添付の可否

制度上の保証業務*1の要件を満たした保証を任意で受けた*2 場合	● 制度上の保証業務で求められる質が担保されているため、サステナビリティ保証報告書を有価証券報告書に添付することが認められるか （当該保証報告書は、制度上の保証業務と同じ位置付けであり、当該保証業務実施者には金融庁の監督検査権限が及ぶと考えられるか）
制度上の保証業務*1の要件を満たさない保証を任意で受けた*2 場合	● サステナビリティ保証報告書を有価証券報告書に添付することは認められるか (1) 認める場合は、投資家が制度上の保証業務と誤認することを防止するため、どのような方策が考えられるか (2) 認めない場合、保証報告書の添付の代替として、企業が有価証券報告書のサステナビリティ情報記載欄に、任意に保証を受けた旨を記載することが考えられるか

*1：制度上の保証業務とは、以下①②③の要件を満たした保証業務を指します。

- ① ISSB基準と同等の開示基準に基づいて作成されたサステナビリティ情報について
- ② サステナビリティ保証制度の全体像（イメージ）（図表4）に記載の要件を満たし登録されたサステナビリティ保証実施者により
- ③ 一般に公正妥当と認められるサステナビリティ保証の基準に沿った保証

*2：有価証券報告書提出会社が、有価証券報告書に記載したサステナビリティ情報に係る任意の保証を受けた場合とは、以下のようなケースが考えられます（図表7及び図表8参照）。

- a. 保証範囲が任意：保証適用義務化対象企業が、Scope1・2、ガバナンス、リスク管理以外の保証を受ける場合
- b. 保証時期が任意：義務化対象企業が保証適用義務化開始時期よりも早期に保証を受ける場合
- c. 保証対象企業が任意：義務化対象でない企業が保証を受ける場合

参考：金融庁ウェブサイト [第2回保証専門G 資料1 事務局説明資料](#)（2025年3月21日）P.32

任意保証の論点②（有価証券報告書以外の開示書類への影響）

図表6 任意保証の論点② 有価証券報告書以外の開示書類への影響

有価証券報告書以外の開示書類への影響	● 有価証券報告書以外の開示書類（統合報告書等）は、引き続き、金融商品取引法等の規制の対象外であるため、当該保証（検証）の可否等については、各企業の判断に委ねられるべきと考えられる
--------------------	--

参考：金融庁ウェブサイト [第2回保証専門G 資料1 事務局説明資料](#)（2025年3月21日）P.33

委員からは、事務局の提案に概ね賛同する以下のような意見が示されました。

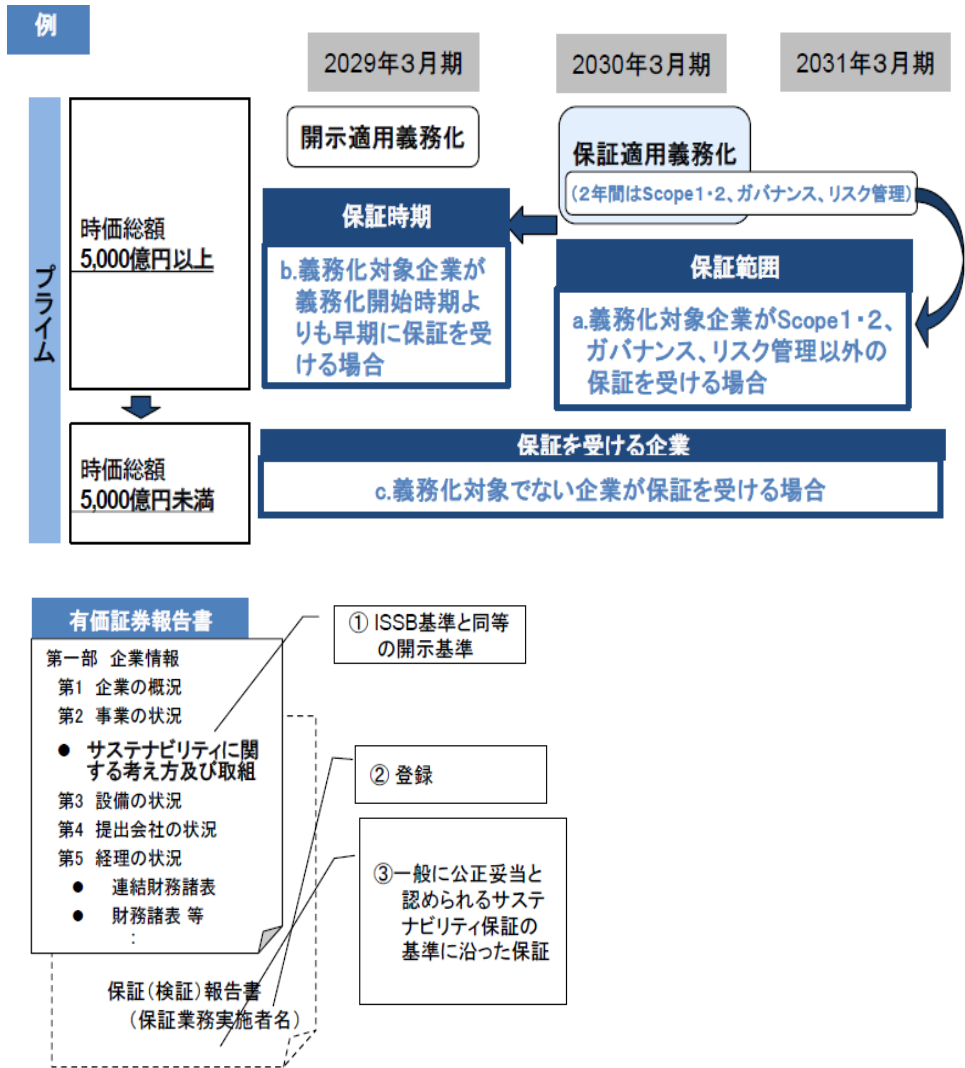
論点①

- 制度上の保証業務の要件を満たした保証を任意で受けた場合、サステナビリティ保証報告書を有価証券報告書に添付できる
- 制度上の保証業務の要件を満たさない保証を任意で受けた場合、サステナビリティ保証報告書を有価証券報告書に添付せず、有価証券報告書のサステナビリティ情報記載欄に一定の記載を行う

論点②

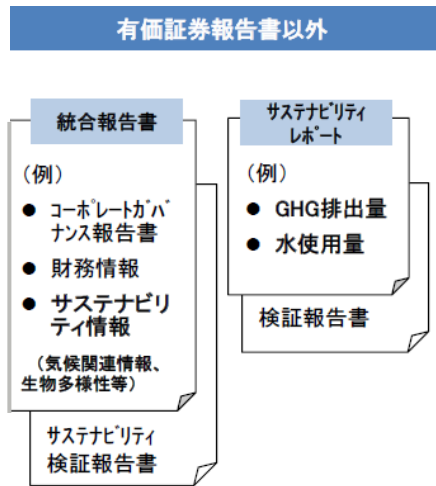
- 統合報告書等の有価証券報告書以外の開示書類は、引き続き金融商品取引法等の規制の対象外であるため、当該保証（検証）の可否等については、企業の判断に委ねるべき
- 有価証券報告書以外の開示書類について保証を認めても良いが、ディスクレーマーとして、追加情報あるいは付記事項として、特別の情報についての開示であり、任意の保証であるということが分かるような記載が必要

図表7 有価証券報告書提出会社が、有価証券報告書に記載したサステナビリティ情報に係る任意の保証を受けた場合



出所：金融庁ウェブサイト [第2回保証専門G資料1 事務局説明資料](#)（2025年3月21日）P.32

図表8 有価証券報告書提出会社が、統合報告書等にサステナビリティ情報を記載し、第三者の保証（検証）を受けた場合



出所：金融庁ウェブサイト [第2回保証専門G資料1 事務局説明資料](#)（2025年3月21日）P.33

欧州指令等を改訂するオムニバス法案の影響等について

2025年2月26日に欧州委員会より公表された企業サステナビリティ報告指令（CSRD）を含む欧州指令等を改訂するオムニバス法案が公表されました。オムニバス法案は、サステナビリティ報告の開示負担の軽減、小規模事業者への影響の拡大の制限を目的とし、非上場企業及び小規模上場企業への適用の縮小・適用時期の後ろ倒しが提案されています。また、サステナビリティ保証に関しては、合理的保証への移行の可能性を否定するとともに、限定的保証業務のための保証基準の採択期限は設けず、2026年までに対象を絞った保証のガイドラインを公表することが示されています。

事務局より、オムニバス法案は今後、欧州議会等で議論される予定であり、最終化の過程で見直しの可能性もあることから、引き続き動向を注視していくこととしたい、という見解が示されました（出所：事務局説明資料P19）。

委員からは、以下のような意見が示されました。

- オムニバス法案は、基本的にはEU内非上場会社の適用を制限する方向性であり、開示の簡素化の話であることを踏まえると、我が国が想定しているサステナビリティ情報の開示及び保証の適用案（サステナビリティ保証制度のロードマップ）は直接的な影響を受けないのではないか
- オムニバス法案で提案されている合理的保証への移行の中止については、我が国のサステナビリティ保証制度のロードマップ上でも現時点では明確に示されていないところであり、ロードマップの案を実現すべく引き続き検討を進めるべき
- 我が国のサステナビリティ情報の開示・保証に関する制度設計を進めるに当たり、米国・欧州において保証業務の枠組みが未だ確立されていない現状を踏まえて慎重に検討を進めるべき
- プライム市場上場企業の時価総額に応じたサステナビリティ情報の段階的な開示義務化の時期についても、現行の案から1年後ろ倒しにすることを再検討すべきではないか
- 当面の間、少なくとも3年以上、場合によっては5年以上の同時保証の猶予期間が必要である

委員からの意見を受けて事務局より、オムニバス法案では適用を2年延期とあるが、その対象は非上場企業であり、時価総額の大きい上場企業を対象とする我が国のサステナビリティ保証制度とは議論の対象が違ふこと、欧州でも規模の大きいWave 1の企業は、CSRDを2024年12月期から適用開始していることが説明されるとともに、我が国でサステナビリティ情報の開示を円滑に導入していくうえで、経過措置など様々な議論もあり、ステークホルダーの意見を聞きながら丁寧に進めていく旨の発言がありました。

以上

参 考 : [金融審議会「サステナビリティ情報の保証に関する専門グループ」（第2回）議事次第：金融庁](#)

関連記事 : [第1回サステナビリティ情報の保証に関する専門グループの概要](#)

[第5回サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループの概要](#)

[主要な国・地域におけるサステナビリティ情報の開示に関する規制動向](#)

サステナビリティ開示・保証の最新規制動向

日本・ヨーロッパ・南北アメリカ・アジアパシフィックにおけるサステナビリティ情報の開示・保証の規制に関する最新動向を取りまとめています。

有限責任監査法人トーマツ

〒100-8360 東京都千代田区丸の内3-2-3 丸の内二重橋ビルディング

<http://www.deloitte.com/jp/audit>

デロイト・トーマツグループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイト・トーマツ合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイト・トーマツリスクアドバイザリー合同会社、デロイト・トーマツコンサルティング合同会社、デロイト・トーマツファイナンシャルアドバイザリー合同会社、デロイト・トーマツ税理士法人、DT弁護士法人およびデロイト・トーマツグループ合同会社を含む）の総称です。デロイト・トーマツグループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内約30都市に約2万人の専門家を擁し、多国企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト・トーマツグループWebサイト、www.deloitte.com/jpをご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、デロイト・トウシュート・マツリミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバー・ファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）のひとつまたは複数に指します。DTTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバー・ファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTLおよびDTTLの各メンバー・ファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTLはクライアントへのサービス提供を行いません。詳細はwww.deloitte.com/jp/aboutをご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドはDTTLのメンバー・ファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア・パシフィックにおける100を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ベンガルール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、リスクアドバイザリー、税務・法務などに関連する最先端のサービスを、Fortune Global 500®の約9割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの革新と繁栄を促し、より豊かな経済、公正な社会、持続可能な世界の実現に向けて自ら率先して取り組むことを通じて、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来175年余りの歴史を有し、150を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をバース（存在理由）として標榜するデロイトの45万人超の人材の活動の詳細については、www.deloitte.comをご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、デロイト・トウシュート・マツリミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバー・ファームおよびそれらの関係法人が本資料をもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家にご相談ください。本資料における情報の正確性や完全性に関して、いかなる表明、保証または確約（明示・黙示を問いません）をするものではありません。またDTTL、そのメンバー・ファーム、関係法人、社員・職員または代理人のいずれも、本資料に依拠した人に関係して直接または間接に発生したいかなる損失および損害に対して責任を負いません。DTTLならびに各メンバー・ファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2025. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.



IS 669126 / ISO 27001



BCMS 764479 / ISO 22301

IS/BCMSそれぞれの認証範囲はこちらをご覧ください
<http://www.bsigroup.com/clientDirectory>